

公立徳第 918 号  
令和 8 年 2 月 18 日

各所属所長 殿

公立学校共済組合徳島支部長  
( 公 印 省 略 )

被扶養者の認定における収入の取扱いに係る変更について（通知）

日頃より、当共済組合の業務につきまして、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

健康保険の被保険者に扶養される者の収入確認については、当共済組合の運営方針等により、それぞれ御対応いただいているところです。

その上で、標記の件について、変更点がありますので下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 当面の対応とされていた「年収の壁・支援強化パッケージ」に基づく「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」を当面の対応ではなく、恒久化すること。(注1)
2. 令和8年4月1日以降、給与収入のみを有する者を被扶養者として認定する場合の「収入」を労働契約の書面上から想定される範囲に限定すること。(注2)

注1) 「年収の壁・支援強化パッケージ」については、制度自体の変更はありませんので、従来どおり、「事業主の証明による被扶養者認定」及び添付書類の提出が必須となります。

詳しくは、厚生労働省の公式サイト 年収の壁・支援強化パッケージ「130万円の壁」への対応 [http://mhlw.go.jp/stf/taiou\\_001\\_00004.html](http://mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00004.html) を御確認ください。

また、書類を提出されたとしても認定審査を行いますので、必ずしも認定されるとは限りません。

注2) 従来どおり、認定基準額の変更はありませんので、御注意ください。

徳島県教育委員会福利厚生課内  
公立学校共済組合徳島支部  
給付・年金第一担当  
Tel:088-621-3176